

(9) 地域ニーズに合った母子保健づくり

表29 虐待予防・対応可能な母子保健作り

	～平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国の動き	H9年母子保健法改正 母子保健事業は市町村一元化		児童虐待防止法制定			児童福祉法改正 ・要保護児童対策から、全ての子育て家庭への支援 ・全ての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として明確化	児童虐待防止法改正 児童福祉法改正 ・虐待における児童相談所と市町村の役割の見直し ・児童相談における市町村の役割を明確化、要保護児童対策地域協議会の設置等		児童虐待防止法改正 児童福祉法改正 子ども虐待対応手引き改正 ・安全確認の基本ルールを設定 ・きょうだい事例の対応を明確化	児童虐待防止法施行	児童虐待防止法施行 児童福祉法改正 ・子育て支援事業の法的位置づけ ・小規模住居型児童養育事業の創設 ・要保護児童対策地域協議会の機能 ・施設内虐待の防止等 児童虐待防止法改正 ・安全確認義務について ・保護者への出頭要求						母子保健法改正(H25.4.1施行) ①低体重児届出②未熟児訪問指導③養育医療の事務実施権限が市町村へ移譲
県の動き	H8年大さくなあれ未熟児総合ケア推進事業 未熟児保健医療連携、親の会育成等 H10年多胎児育児支援基盤整備事業 家族にニーズ調査、親の会、関係者研修会			健やか妊娠育児支援強化事業 ・ハイスク妊産婦、未熟児、多胎児保健医療連携等 ・未熟児、多胎児教室 未熟児等母乳哺育支援事業(在宅助産師による家庭訪問) ・関係者研修会、連絡会	未熟児ママの心のケア事業 ・NICUへの臨床心理士の派遣、NICU内での親の交流会	母親のメンタルヘルス支援事業 ・産婦健診及び新生児(未熟児含)訪問における産後うつ病の早期発見支援(EPDS活用)	小児科・保健医療連携事業 ・小児科医がハイスク者を把握し、市町村に紹介				健やか妊娠育児強化事業に一本化 ・ハイスク妊娠等支援事業 ・未熟児多胎児等育児支援事業 ・健やか妊娠育児支援連絡会・研修会 ・難産児の早期発見・療育検討会						精神科医療との連携による子育て支援モデル事業
保健所の動き(地域へのしがい)	・未熟児等ハイスク者への支援中心 ・地域の母子保健の現状、課題を市町村や医療機関と共有し、ともに地域をつくる体制を展開	虐待に関する実態調査 報告書:虐待のない地域づくりをめざして～21世紀への架	虐待の啓発普及(医師、市町村、福祉関係者、高校生等に研修会) ②N町を「児童虐待ネットワーク事業」への支援(ワークショップ参加) ③福祉等と情報共有研修会 ④関係機関の課題と対策及び今後の虐待予防対策を明確に示す(市町村等に提示)	①虐待について地域に発信(ホームページ、ラジオ、ケーブルTVを) ②ケースワーカーの力量をつける(処遇困難事例の検討会を市町村、児童相談所と共に実施)(面接の理論、技法の研修会) ③虐待予防前講座(医療機関) ④在宅助産師を身近な支援者として活用	①ハイスク者への早期対応 ・母子健康手帳発行時に保健師が面接をする等 ・EPDS(エジンバラ式産後うつ質問票)の活用	①地域全体で産後の母親のメンタルヘルス支援が行えるようになる(EPDS導入後の評価) ②研修会(産婦人科、精神科、市町・出前講座) ③母子関係(愛着関係)に注目した支援の展開	①ハイスク者のフォロー体制整備 ・虐待通告事例検討会 前年度通告事例を予防的観点で振り返り、母子保健事業に活用				必要に応じて、タイムリーな個別支援会議の開催について働きかける						精神科医療との連携による子育て支援モデル事業 管内5つの精神科医療機関との連携
市町村の動き			・健診の間診項目(育児支援関係)を管内統一 ・虐待等市町村事例検討会(3市町村、不定期)		・母子健康手帳を保健師が面接して渡す ・新生児訪問時にEPDS導入(6市町村(ハイスク2市町村)(不定期)	(12市町村) 母子保健事例検討会の開催(全市町村、定期的)基本的に月1回	(全市町実施)										
地域の変化、課題等	虐待が社会問題化	虐待の認識が不十分 未把握ケースが多い可能性 発見後通告義務が不徹底である	当管内で産後うつが原因とおもわれる虐待死亡事例発生 ケース対応力量不足 連携(特に医療機関)が不十分	ハイスク者に早期に介入できるシステムが必	・EPDS高得点者に対するフォロー体制が不十分	・EPDS導入後の評価が必要 ・ハイスク者へのフォロー、ケース管理が不十分 ・愛着関係確立を意図した母子保健の	・ハイスクの判断基準のとらえ方が曖昧				ハイスク者へのフォロー・ケース管理の充実						

表30 障害を持つ子どもが安心して暮らせる地域作り

	～平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国の動き	H10年「障害児通園施設の利用促進制度」		社会福祉事業法改正		「自閉症・発達障害支援センター」設置	在宅障害児支援費制度導入	障害者基本法一部改正 発達障害者支援法成立	障害者自立支援法成立	障害者自立支援法施行 育成医療制度改正							障害者自立支援法改正(H25.4.1施行) 育成医療の支給認定等が市町村へ権限移譲	
県の動き	心身障害児療育指導事業 障害児対策事業(能登地区巡回S52～) 障害児地域療育等支援事業(H8～) 重症心身障害児通園事業(H8～)						自閉症・発達障害支援センター事業 心身障害児在宅療育総合支援事業	発達障害支援センター設置			子どもの心のケア推進事業(H20.10月～)						
保健所の動き(地域へのしがい)	・H9年度障害を持つ保護者のインタビュー ・障害児に関する啓発 ・関係機関との連携強化	・ボランティア育成を視野にいれた研修会	慢性疾患児の在宅支援(H9～) 報告書:慢性疾患児等の在宅支援事業報告書、石川中央すくすく療育が介				・療育機関小児科医師との情報交換会 ・発達障害児の啓発研修	・発達障害児の支援に関する研修会(事例から関わりを考える) ・発達障害についてのアンケートを実施(保育の実態・ニーズ把握) ・親や施設との意見交換会									
市町村の動き	1歳6ヶ月児健診に心理スタッフ導入(1市町村) 幼児相談(健診後の個別フォローに心理スタッフ等導入)(2市町村) 遊びの教室(健診後のフォローに心理スタッフ等まじえて小集団活動を実施)(2市町村) 障害児を持つ親の会(1市町村)		(3市町村)		(4市町村)						(※2市町)						
地域の変化、課題等	在宅障害児支援体制が不十分		県内の療育機関の状況が不明		発達障害に対する理解が不十分、療育体制が整っていない	早期発見の体制が整っていない ・保育所、療育機関との連携が不十分	・教育と保健の連携に向けたやりとりがみられるようになる				・療育ワーキングの取組み(1市)により保健・福祉・教育の実務レベルの連携体制構築が始まる					発達支援センターの設置(1市)	